Ⅱ．金融商品に関する事項

1．金融商品の状況に関する事項

a．金融商品に対する取組方針

当法人は、貿易保険事業を実施しており、保険金支払により取得した保険代位債権の回収金を有価証券により運用し、財政基盤の強化を図っております。また、有価証券は、国債、地方債及び政府保証債を保有しております。

b．金融商品の内容及びそのリスク

保険金支払により取得した保険代位債権は、債務国又は債務者の債務返済に係るリスクに晒されております。また、有価証券は、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

c．金融商品に係るリスク管理体制

①　カントリーリスクの管理

当法人は、保険代位債権の取得の原因となる保険契約の締結にあたり審査部のカントリーリスクグループにおいてベルンユニオン（国際輸出信用保険機構）、ＯＥＣＤ等のカントリーリスク情報の収集、調査及び評価を行い、審査を行っております。また、既保険契約締結案件については、モニタリング推進委員会によりフォローアップし、リスク管理を行っております。

②　信用リスクの管理

輸出契約等の相手方のリスクについては、審査部の与信管理グループにおいて、海外バイヤーの信用調査と評価を行い、保険契約の審査を行っております。

③　市場リスクの管理

有価証券の運用に伴う金利、価格等の市場リスクに関しては、資金運用会議において資金運用方針等の審議及び運用状況を把握することにより管理しております。また、債券市場の動向及び流動性のリスクに関しては、資金運用会議の事務局である経理グループがモニタリングしております。

d．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	9,101	9,101	—
⑵　有価証券			
満期保有目的有価証券	296,053	325,112	29,059
⑶　保険代位債権等			
保険代位債権等	222,432		
貸倒引当金（※）	△ 163,545		
（差引）	58,887	58,887	—
⑷　未収保険料	5,390	5,390	—
⑸　再保険貸	205	205	—
資産計	369,637	398,696	29,059
⑹　再保険借	4,177	4,177	—
負債計	4,177	4,177	—

（※）　保険代位債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　有価証券

・取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、満期保有目的の債券（独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解の区分による。）において、種類ごとの貸借対照表額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債地方債等	282,765	311,825	29,061
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債地方債等	13,289	13,287	△ 2
合計		296,053	325,112	29,059

・当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

⑶　保険代位債権等

保険代位債権等については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成13・03・27貿第２号）に従い、次のとおり、貸倒引当金を計上しております。

①　非常事故代位債権については、債務国の返済状況により、国際金融市場による評価を基準に定めた引当率又は規定された一定の引当率により貸倒引当金を計上しております。

②　信用事故代位債権については、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対するものについては、担保処分見込額及び保証による回収見込額を減額した額を、それ以外のものについては、見積将来キャッシュフローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しております。

保険代位債権等の時価は、決算日における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。

⑷　未収保険料、⑸　再保険貸及び⑹　再保険借

未収保険料等については、短期間で決済するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

（注２）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超10年以内	10年超20年以内	20年超	未定（※）
有価証券							
満期保有目的の債券	12,000	15,000	26,500	24,600	216,600	—	—
保険代位債権等	14,987	22,808	17,623	42,605	32,055	—	92,354
合計	26,987	37,808	44,123	67,205	248,655	—	92,354

（※）　保険代位債権等において債務国の返済が延滞している債権額は未定欄に表示しております。